

2014（平成26）年度第3回経営協議会議事要録

日時 2014年10月29日（水）10時30分

場所 KKRホテル名古屋 福寿の間

出席 学内委員5名 欠席 なし

学外委員5名 欠席 1名

会議成立

開会10時30分

議事に先立ち、学長から、国立大学関係予算の確保・充実のため、本学が8月から10月にかけて行った国会議員に対する陳情の状況について資料に基づき説明があった。

議題

1. 2014（平成26）年度第2回経営協議会議事要録の承認について
議長から提議され、原案どおりこれを承認した。

2. 早期退職制度の改正について

議長から提議され、白石委員から、国家公務員の勸奨退職制度が平成25年10月31日で廃止となり、同年11月1日に早期退職制度が制定されたが、本学では、制度改正が見送りとなっていたことについて説明があり、本学独自の制度では、本学の持ち出し分があり、財政的に厳しくなることなどから、現行の本学勸奨退職制度を廃止し、現行早期退職制度を募集による早期退職制度に改正すること及び関係規程を整備することについて資料に基づき説明があり、質疑応答の後、これを承認した。

なお、学長から、本件については、教職員会議を開催し説明した旨補足があった。

○委員からの質疑 ●大学側の回答

- 定義に「組織構成及び職員の年齢構成の適正化を図る」と書いてあるが、愛教大の現状からみて問題になるようなことがあり、進めなくてはならない状態か。
- この条文は、国の制度をそのまま持ってきている。国の場合は、年齢構成がいびつになっているなどの例もある。本学はそのような状況ではないが、国とは違う制度と判断されないため、敢えて同じ条文としている。肩たたきとして使うわけではなく、あくまで募集であり、取り下げもできる。
- 国の制度ではあるが、相当に退職手当の支給率が高い。将来的には財政的に苦しいことになる。
- 退職金制度については、人事院や総務省が民間との格差を調査しており、5年に一度見直され、水準は下がっており、是正は行われている。
- 人数に制限を設けるとのことだが、規程に明文化するか。
- 人数は、その年の状況等を踏まえて、役員会で決定することとしたい。規程では、一定の人数を定めて募集するとの書き方にする予定である。
- 人の流出に対する歯止めはあるのか。
- 大学の運営上支障がある場合は適用されない場合があり、規程に定める予定である。教職員会議でもその旨を説明したところである。
- このような制度は大事である。大学教員の流動化は大学活性化の面から大事であり、経営側としては歓迎すべき。
- 人の流れがあることはたしかである。
- この制度を取り入れるか否かは大学の判断か。大学ごとに別の制度ということ

もありうるのか。

- 然り。本学は一年遅れて動き出したが、他大学も現在では、ほとんどの大学がこの制度になっている。各大学とも持ち出しが大きいのでできるだけ国に準じていくこととしている。

3. 人事院勧告に伴う給与支給制度の改正について

議長から提議され、白石委員から、本年の給与改定等について、前年度までの給与改定で見送り(未実施)となった2つの事項の概要及び未実施による影響並びに本学の対応案について次のとおり説明があった。

- ・経過措置の額(現給保障額)について、国家公務員に対する経過措置が本年4月1日から廃止となったことに伴い、平成27年4月1日から全額廃止とすること。(1年遅れで国家公務員の制度に準拠)
- ・昇給について、国家公務員の制度で55歳を超える職員については、本年1月1日から昇給停止(特昇除く)となったことに伴い、平成27年1月1日から実施すること。(1年遅れで国家公務員の制度に準拠)

引き続き、白石委員から、資料に基づき、本年の人事院勧告については、今年度の給与改定と来年度以降の給与制度の総合的見直しに分かれていること等について説明の後、人事院勧告による地域手当の支給割合に準拠し上げた場合及び引上げなしの場合の人件費増額、大学改革促進係数影響額△1%の運営費交付金の減額等を想定した試算表により、財務構造見込み(予算推計)の比較がなされ、本年の給与改定等及び本学の対応について、資料に基づき次のとおり説明があった。

- ・俸給月額若年層に重点を置いた平均0.3%の引上げについては、国家公務員に準拠し、本年12月1日に適用すること。
- ・医療職の初任給調整手当の引上げについては、国家公務員に準拠し、本年12月1日に適用すること。
- ・通勤手当の引上げについては、本学の現行の基準が勧告を上回るため現状維持とすること。
- ・ボーナスの0.15月分引上げについては、国家公務員に準拠し、本年12月1日に適用すること。

次いで、来年度以降の給与制度の総合的見直しの概要及び本学の対応について次のとおり説明があり、質疑応答の後、前年度までの給与改定で見送り(未実施)分、本年の給与改定分及び来年度以降の給与制度の総合的見直しに対する本学の対応について、原案どおりこれを承認した。

- ・俸給表水準の平均2%の引下げについては準拠すること。
- ・地域手当の支給割合については、3年間をかけて、刈谷市16%、名古屋市15%に引き上げるというものであるが、本学の財政状況から引上げを見合わせる。
- ・単身赴任手当の引上げについては、準拠すること。
- ・平成27年1月昇給からの1号俸抑制については、準拠すること。

○委員からの質疑 ●大学側の回答

- 国の制度に準じて行うことなので苦勞があると思うが、大学がペイできるかをしっかり考えて行ってほしい。それが独立行政法人の役割である。55歳以上は、民間ではほとんどフラット。きちっとコントロールしていかないといけない。

- 努力により赤字見込の幅は少なくなっているが、試算のグラフではまだ赤字見込が残っており、それによるマイナス影響はないのか。
- 例えば、教員の教育研究費の配分を下げること、競争的資金の確保など役員会で議論をしている。赤字見込の幅をどう下げるか検討中である。
- 大学改革促進係数の△1%は非常に大きい。それはいつ止まるのか。
- 具体的にそのような話はないが、財政制度等審議会で、運営費交付金の3割を競争的資金にし、改革した大学に重点配分するということが議論されている。文科省が、第3期運営費交付金のあり方についての検討を始めるという知らせもあった。検討会の動向を見る必要がある。

報 告

1. 平成27年度概算要求について

白石委員から、資料に基づき、平成27年度予算の概算要求に当たっての基本的方針、平成27年度文部科学予算の概要、平成27年度文部科学関係概算要求のポイント（国立大学法人運営費交付金、国立大学改革強化促進事業、国立大学等施設の整備）について説明があり、文部科学省から財務省に提出された概算要求のうち、本学に関する主な要求として、平成27年度特別経費概算要求額がプロジェクト分26,179千円（2件：継続1件、新規1件）、授業料免除等実施分2,928千円（新規：1件）、平成27年度施設整備費概算要求事業が3件（教育総合棟改修、大学会館耐震改修、附属名古屋中学校等体育館耐震改修）であることについて報告があった。これに対して、次のとおり質疑応答があった。

○委員からの質疑 ●大学側の回答

- プロジェクト分は27年度で終わるのか。
- 文科省は、27年度までにすべてのプロジェクト経費を廃止する方針と言っていたが、該当するプロジェクトがあれば出してよいとのことで提出した。文科省の担当者も27年度限りで廃止になるか、延長になるかわからないとのこと。

2. 平成25事業年度財務諸表の承認について

白石委員から、資料に基づき、平成26年9月25日付けで文部科学大臣から平成25事業年度財務諸表の承認の通知があったことについて報告があった。

3. その他

(1) 大学機関別認証評価訪問調査について

議長から、10月23日、24日に大学機関別認証評価の訪問調査があり、責任者面談、一般教員・支援スタッフ面談、現役学生・卒業（修了）生面談、施設見学及び授業視察が行われたこと、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー、ディプロマポリシーと、学則に書かれている教員養成課程の目的について、実際の教育内容、実施体制との整合性などの指摘があったこと等について報告があった。

(2) 次回の開催日について

総務課長から、次回は12月8日(月)、9日(火)若しくは15日(月)~19日(金)の間で日程調整中である旨報告があった。

閉会 12時10分